

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

発電事業の構想から運転開始までに必要となる手続や取組を支援します。

＜事業名：農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業＞

本年度の募集は終了しました

1. 地域における活動への支援

支援内容

発電事業に意欲を有する農林漁業者の方々やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。（補助率定額）

※ 発電施設の整備（詳細設計を含む。）は、支援の対象となりません。また、実証事業ではありません。

- 発電事業を行おうとする農林漁業者やその組織する団体又はこれをコーディネートする地方公共団体や民間事業者が対象です。
（市町村が事業実施主体となる場合には、本事業を活用して、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成することが可能です。）
- 上記支援の範囲の取組を1～4年の間で取り組んでいただきます。
- 売電収入を地域の農林漁業の発展に活用する取組を行おうとする取組が対象です。

事業構想の作成

導入可能性調査

地域の合意形成

事業体の立ち上げ

発電技術の習得

各種法令のクリア

資金計画の作成

電気事業者・設備メーカー
・金融機関との折衝

...

発電事業の開始

(入口)

支援の範囲

(出口)



2. ワンストップ窓口の設置及びワークショップの開催

支援内容

発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームを構築する取組を支援します。（補助率定額）

- 発電事業を開始するまでの取組について、専門的知見を有している民間団体が対象です。
- 「1. 地域における活動への支援」の活動に対する各種サポート、発電事業に意欲を持つ方々を対象としたワークショップの開催等を通じ、共通のプラットフォームの構築につなげていただきます。



お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・地域センター

農林水産省担当課：食料産業局再生可能エネルギーグループ（TEL：03-6744-1507）